

## 仕様書

フロンティア部

### 1. 件名

省エネルギー技術分野における日本企業の海外展開可能性調査

### 2. 目的

デジタル化の進展や気候変動、新興国の経済発展などを背景に、世界の電力需要は今後も増加し続けると予測される中、省エネルギー化の重要性はますます高まっている。特に、新興国では人口増加と経済発展に伴い、全体のエネルギー消費量の増大は顕著であり、これらの地域における省エネルギー技術の導入は、増大する電力消費を抑制し、供給の安定化、コスト削減、地球温暖化対策等に貢献すると考えられる。こうした地域において、省エネルギー関連技術を有する日本企業の進出可能性は十分に見込まれる一方で、これらの国々の市場に進出するためには、現地ニーズに対応した技術の選定や導入、さらには現地制度や省エネ基準への適合が求められる。

NEDO は、省エネルギー分野における日本の中小企業の海外展開の可能性を探索するため、令和5年度および令和6年度に「ASEANにおける中小企業への省エネ技術導入ポテンシャルに関する調査」を実施し、ASEAN市場における省エネルギー関連技術導入への関心や、日本の中小企業が有する高い省エネ効果と海外展開可能性のある技術分野を把握してきた。

本事業では、これまでの調査結果を活かしつつ、ASEAN諸国を含む新興国等に対象を広げ、これら地域に日本の優れた省エネ技術を持つ企業が進出するための課題の整理と、それらを解決するための具体的なアプローチを検討することを目的とする。

### 3. 内容

省エネルギー化のニーズが高まる新興国市場に優れた省エネルギー技術を持つ日本企業が進出するために必要な具体案の策定のため、以下の手順で対象国の絞り込み及びそれに必要な深掘調査を実施する。

#### (1) 日本企業へのアンケート調査の実施

- ① 省エネルギー技術を有する日本企業へのアンケート調査を実施し、海外展開意向、技術内容、対象国等の情報収集を行う。アンケート調査の実施企業は、NEDOの「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」実施事業者およびそれ以外の事業者とし、(1)②以降の調査を実施するにあたって十分と考えられるサンプル数を担保すること。
- ② 上記①のアンケート回収結果を基に、以下に例示するような重要指標を策定する。
  - ・技術ニーズの有無

- ・現地の政策・制度環境
- ・日本企業の進出状況
- ・インフラ整備状況
- ・パートナー候補の存在

③ 上記②の指標に基づき、NEDOと相談の上、深掘り調査対象国（複数地域 5 か国以上）を選定する。

## （２） 有望国の選定

- ① 前項（１）③で選定された 5 か国以上について、文献調査・現地関係者ヒアリング等を通じた詳細調査を実施する。
- ② 各国の市場性、技術導入可能性、制度的障壁等を評価し、NEDOと相談の上、有望国（2 か国以上）を選定する。

## （３） 海外展開可能性調査の実施

- ① 前項（２）②で選定した有望国に対して、現地の技術ニーズ、協業候補企業・機関のリストアップを行い、具体的な導入可能性を提案する。
- ② 導入可能性の高い技術分野について、技術の成熟度に応じて、以下の3分類で整理する。
  - ・日本国内での研究開発を通じた技術確立が必要なもの
  - ・技術がある程度確立しており、海外での技術実証が可能なもの
  - ・技術課題はなく、すぐに製品として海外展開可能なもの
- ③ 上記（３）②で「技術がある程度確立しており、海外での技術実証が可能なもの」に分類された技術について、海外展開の課題と対策を整理する。課題の解決策として、政府による支援制度の活用が有効と考えられる場合は、NEDOが実施する「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」の活用可能性とその課題についても、具体案を提示すること。
- ④ 上記までの調査結果を踏まえ、省エネルギー関連技術導入に関心のある現地企業と、有望な省エネルギー関連技術を有する日本企業をマッチングするためのセミナー開催の実施案（分野別、地域別、企業規模別）を提案する。

## 4. 進捗報告等

上記の実施内容について、NEDO との定例会議（1~2 回/月程度）で進捗状況の報告を行い、今後の方針を確認しながら進めることとする。

## 5. 調査期間

NEDO が指定する日から 2026 年 6 月 30 日まで

## 6. 報告書

提出期限：2026 年 6 月 30 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って作成の上、  
提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

#### 7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に成果報告会における報告を依頼することがある。

#### 8. その他

本仕様書に記載のない事項については、NEDO と受託者間で協議の上、適宜決定する。